（レベル２Ａ資産）

第九条　次に掲げる資産（レベル１資産を除く。以下「レベル２Ａ資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル２Ａ資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、八十五パーセントとする。

一　中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ　適用されるリスク・ウェイトが二十パーセント以下であること。

ハ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

二　事業法人等（金融機関等の子会社又は関連会社を除く。次条第一項第三号及び第四号において同じ。）が発行する社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンド（銀行持株会社等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ　社債又はコマーシャル・ペーパーである場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

(2)　元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　長期個別格付又は債務者信用力格付が、第十一条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するものであること。

(2)　長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が第十一条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するものであること。

(3)　銀行持株会社等の内部格付手法において当該社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されているＰＤが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ４―１又は５―１に該当するエクスポージャーに係るＰＤに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

ハ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

２　銀行持株会社等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

一　前項第一号ロからニまでに掲げる要件

二　前項第二号ロからニまでに掲げる要件

（レベル２Ｂ資産）

第十条　次の各号に掲げる資産（レベル１資産及びレベル２Ａ資産を除く。以下「レベル２Ｂ資産」という。）が第十三条の規定により適格レベル２Ｂ資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一　住宅ローン担保証券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　七十五パーセント

イ　銀行持株会社等又は銀行持株会社等と密接な関係を有する者によって発行されたものでないこと。

ロ　銀行持株会社等又は銀行持株会社等と密接な関係を有する者が原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと。

ハ　原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類するものを含まないこと。

ニ　原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　住宅ローン債権に係る抵当権の実行に際して、当該抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が当該抵当権実行後の住宅ローン債権に係る債務の残額を弁済する義務を負うものであること。

(2)　住宅ローン担保証券の発行時において、住宅ローン債権に係るローン・トゥ・バリュー・レシオ（当該住宅ローン債権の額の抵当権の目的である不動産の価額に対する割合をいう。）の平均が八十パーセント以下であること。

ホ　発行された国又は地域において、リスク・リテンション（住宅ローン担保証券の発行者が、その発行後においても、原資産を構成する住宅ローン債権に係るリスクの一部を負担することをいう。）に係る措置が採られていること。

ヘ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するもの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第四号又は第六号イの表に定める信用リスク区分をいう。次条第一項において同じ。）に対応する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付機関の格付がＡａ―又はＡａ３であるものを除く。）であること。

(2)　前条第一項第二号ロ(2)に掲げる要件

ト　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

チ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

二　中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　適用されるリスク・ウェイトが五十パーセント以下であること。

ロ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ハ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

三　事業法人等が発行する社債又はコマーシャル・ペーパーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

ロ　元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ハ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(2)　長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が次条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(3)　銀行持株会社等の内部格付手法において当該社債又はコマーシャル・ペーパーに対して付与されているＰＤが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ４―１、４―２若しくは４―３又は５―１若しくは５―２に該当するエクスポージャーに係るＰＤに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。